

令和6年度 第3子以降のお子さんの一時保育利用料補助について



江津市子育て支援課保育係
☎0855-52-7933（直通）

江津市では、子育て世帯の経済的負担軽減のため、第3子以降の3歳未満のお子さんの一時保育利用料を補助します。

（補助の対象となるお子さん）

4月1日時点で、18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯で第3子以降の3歳未満のお子さん

（補助額）

保育所（園）等に支払った一時保育料の全額

※ただし、上限は一月あたりの利用14日（回）分まで

（手続き方法）

保育所（園）等で一時保育を利用し、利用料支払い後領収証を受取ってください。

↓

「第3子以降保育料（免除・支給）申請書」様式第5号を
市役所子育て支援課へ提出してください※領収証の添付が必要です。

↓

市が確認した後、決定通知書とともに下記書類を送付しますので、市役所子育て支援課へ提出してください

「第3子以降保育料支給請求書」様式第7号

「口座振替申出書」振込先を記入（認印必須）

※領収書宛名と口座受取人は同一としてください。

↓

請求日から1か月を目途に補助額を振込みます。

申請書は、利用月ごと（最大4か月分）に
記入し提出してください。

※月に一時保育料を複数回支払った場
合は、月でまとめて申請してください。

※下記の各利用月の申請書提出期限に
ご注意ください。

（対象利用月および支給申請書の提出期限）

4月1日ご利用分より補助対象となります。

申請書提出期限

☆4月～7月利用分・・・提出期限 8月30日（金）

☆8月～11月利用分・・・提出期限 12月27日（金）

☆12月～3月利用分・・・提出期限 3月31日（月）

※提出期限が市役所閉庁日と重なった場合はその前日が提出期限になります。

※期限を過ぎて提出された場合は、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。